2016年(平成28年)4月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 畠山 鬨之

住民基本台帳に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について(答申)

2016年(平成28年)3月28日付けで諮問(第792号)された住民基本 台帳に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供するこ とに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例 (平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。) 第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

警視庁司法警察員より、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査のため、市民窓口センターで保有するマイナンバー通知カード交付・再交付申請書(以下通知カード交付申請書)及び個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書(以下個人番号カード交付申請書)の照会がなされた。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、警視庁司法警察員に通知カード交付申請書及び個人番号カード交付申請書の情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 通知カード交付申請書の情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

通知カード交付申請書の有無

個人番号カード交付申請書の有無

住所・氏名・生年月日

なお、調査期間について確認したところ、通知カード配達開始より平成28年3月18日までの間について調査を求めるものです。

イ 目的外に提供する相手方

警視庁司法警察員

ウ目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

- エ 目的外提供に対する実施機関の考え
 - (7) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は,刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし,本件照会は,正当な請求権を有した警視庁司法警察員によって 行われるものであり,受け取った情報について守秘義務が課せられてい る。

また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について警視庁に問い合わせたところ,「捜査内容の詳細については回答できないが,照会対象者は警視庁において捜査中の平成22年に起きたひき逃げ事件の被疑者であり,現在も所在が不明となっている。この度のマイナンバー制度に伴う通知カード配達の際,受取者が留守等により市へ返戻された封筒を受け取るための通知カード交付申請書やマイナンバーカード取得のための個人番号カード交付申請書の資料等から被疑者の所在や動向について把握をしたい。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は,通知カードの返戻交付に関する事務に係る個人情報であり,他の代替手段が想定し難いものである。

よって,本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果,本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合,当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件にかかる目的外提供は、捜査のために行うものであり、通知カード交付申請書及び個人番号カード交付申請書の申請者が犯行に関与している可能性があ

るため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機 関に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため, 当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

- ア 捜査関係事項照会書
- イ 通知カード交付・再交付申請書
- ウ 個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書
- 工 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおりの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した警視庁司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「捜査内容の詳細については回答できないが、照会対象者は警視庁において捜査中の平成22年に起きたひき逃げ事件の被疑者であり、現在も所在が不明となっている。この度のマイナンバー制度に伴う通知カード配達の際、受取者が留守等により市へ返戻された封筒を受け取るための通知カード交付申請書やマイナンバーカード取得のための個人番号カード交付申請書の資料等から被疑者の所在や動向について把握をしたい。」とのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、通知カードの返 戻交付に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いもので あるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合,当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件にかかる目的外提供は、捜査のために行うものであり、通知カード交付申請書及び個人番号カード交付申請書の申請者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上